

～児童手当 制度改正 手続き【必要/不要】確認フローチャート～

現在、小山市こども政策課から児童手当もしくは特例給付を受けていますか？

はい

いいえ

高校生年代のお子さん(※¹)がいますか？

お子さんを養育している方の中で
所得の高い方の職業は公務員ですか？

はい

はい

いいえ

高校生年代のお子さんは算定児童(※²)
として登録されていますか？

勤務先
お問い合わせください

いいえ

はい

いいえ

児童の兄弟等(H14.4.2 生～
H18.4.1 生)がいて、その子を含めて
3人以上のお子さんがいますか？

所得の高い方の住民登録地は
小山市ですか？

いいえ

いいえ

はい

いいえ

手続き不要

所得の高い方の住民登録地
でお問い合わせください。

児童の兄弟等(H14.4.2 生～
H18.4.1 生)がいて、その子を含めて
3人以上のお子さんがいますか？

児童の兄弟等(H14.4.2 生～
H18.4.1 生)がいて、その子を含めて
3人以上のお子さんがいますか？

いいえ

はい

はい

いいえ

「額改定請求書」を
提出してください

「監護相当・生計費の
負担についての確認書」を
提出してください

「認定請求書」及び
「監護相当・生計費の
負担についての確認書」を
提出してください

「認定請求書」を
提出してください

※¹ 「高校生年代のお子さん」・・・16歳から18歳までの子(H18.4.2 生～H21.4.1 生)

高校に在学していない場合や別居している場合も含む。

※² 「算定児童」・・・児童手当の支給対象ではないが、子どもの人数のカウントに含まれる子。

法改正前までは高校生年代の子。法改正後は19歳から22歳までの子(H14.4.2 生～H18.4.1 生)